

議案及び説明  
並びに参考資料  
(その2)

令和4年9月定例会

池田市

# 目 次

議案第73号	池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正に ついて .....	1
	説 明 .....	4
	参 考 .....	5



議案第 73 号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る  
手数料条例の一部改正について

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成25年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表備考第1項中「（共同住宅等又は複合建築物（住宅の部分及び非住宅建築物の部分）を有する建築物をいう。以下この条において同じ。）

（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この条において「低炭素化誘導基準」という。）Iの第2の2-3（2）に規定する設計一次エネルギー消費量が低炭素化誘導基準Iの第2の2-3（2）ロの数値によるもの（以下この条において「共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「共用部床面積」という。）を除いた床面積）」を削り、同項ただし書中「（共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）」及び「（共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）」を削り、同表備考第5項中「低炭素化誘導基準Iの第1の1-2ただし書及び2-1ただし書又は第3の2-1ただし書に基づき本市が認める認定等の」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める」に改め、同条第6項の表備考第1項中「（共用部分を評

価しないものについては、当該変更認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による認定の申請に係る同項に規定する低炭素建築物新築等計画について、同日以後に同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を行う場合の手数料は、この条例による改正後の第3条第1項又は第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る  
手数料条例の一部改正について

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定に関する基準の変更により、低炭素建築物新築等計画の認定及びその変更に係る評価において、共同住宅等の共用部分を評価することが必須となることに伴い、床面積の合計の算出方法について、所要の規定の整備を行うものであること。また、評価手法であるモデル建物法の定義について、所要の規定の整備を行うものであること。

(第3条の改正関係)

- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第73号 参 考

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条・第2条（略） （手数料の徴収）</p> <p>第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）の申請（当該変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）の評価手法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。）の増加を含む場合に限る。）にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。</p>	<p>第1条・第2条（略） （手数料の徴収）</p> <p>第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）の申請（当該変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）の評価手法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。）の増加を含む場合に限る。）にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>備考</p> <p>1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（<u>共同住宅等又は複合建築物（住宅の部分及び非住宅建築物の部分</u>を有する建築物をいう。以下この条において同じ。）（<u>共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。</u>）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この条において「<u>低炭素化誘導基準</u>」という。）Iの第2の2-3（2）に規定する設計一次エネルギー消費量が低炭素化誘導基準Iの第2の2-3（2）ロの数値によるもの（以下この条において「<u>共用部分を評価しないもの</u>」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「<u>共用部床面積</u>」という。）を除いた床面積）の合計をいう。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積（<u>共用部分を評価しないもの</u>については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（<u>共用部分を評価しないもの</u>については、当該増加に</p>	<p>備考</p> <p>1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>係る部分以外の部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 「モデル建物法によるもの」とは、<u>低炭素化誘導基準Ⅰの第1の1—2ただし書及び2—1ただし書又は第3の2—1ただし書に基づき本市が認める認定等の基準により評価したものをいう。</u></p> <p>6・7 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 変更認定の申請にあつては、次表(変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計(同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。)の増加を含む場合を除く。)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 「モデル建物法によるもの」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。</u></p> <p>6・7 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 変更認定の申請にあつては、次表(変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計(同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。)の増加を含む場合を除く。)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>1 「変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計」とは、変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積(共用部分の評価しないものにつ</p>	<p>備考</p> <p>1 「変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計」とは、変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p> <u>いては、当該変更認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の共用部  床面積を除いた床面積) の合計をいう。</u> </p> <p> 2 (略) </p> <p> 7・8 (略) </p> <p> 第4条～第6条 (略) </p>	<p> 2 (略) </p> <p> 7・8 (略) </p> <p> 第4条～第6条 (略) </p>